

第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」 リハーサル大会 兼 茨城県障害者スポーツ大会陸上競技実施要領

1 競技規則

2019年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は、決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全に十分留意する。練習を行うに当たっては、競技役員の指示に従い安全に留意して行う。

(1) 場所

補助競技場及び投てき練習場

(2) 使用方法

ア 車いすを使用する練習は、第1・第2レーンを周回使用する。（第3レーンにカラーコーンを設置する。）

イ スタート練習はホームストレート側の第7・第8レーンを使用する。短距離及びリレーの練習は、第4・第5レーンを使用する。（視覚障害者が練習している場合は、視覚障害者の練習を優先する。リレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。）

ウ ランニングは、トラック外・フィールド内の芝生を使用する。（第6レーンにカラーコーンを設置する。）

エ 視覚障害者の50m・100m競走の練習は、バックストレート側の第7・第8レーンを使用する。

オ 走高跳の練習は、フィールド内の走高跳ピットを使用する。

カ 立幅跳及び走幅跳の練習は指示されたピットを使用する。

キ スラロームの練習は、指定された場所を使用する。

ク ビーンバック投の練習は、指定されたピットを使用する。

ケ 砲丸投、ソフトボール投、ジャベリックスローの練習に関しては、指定された練習場を使用する。

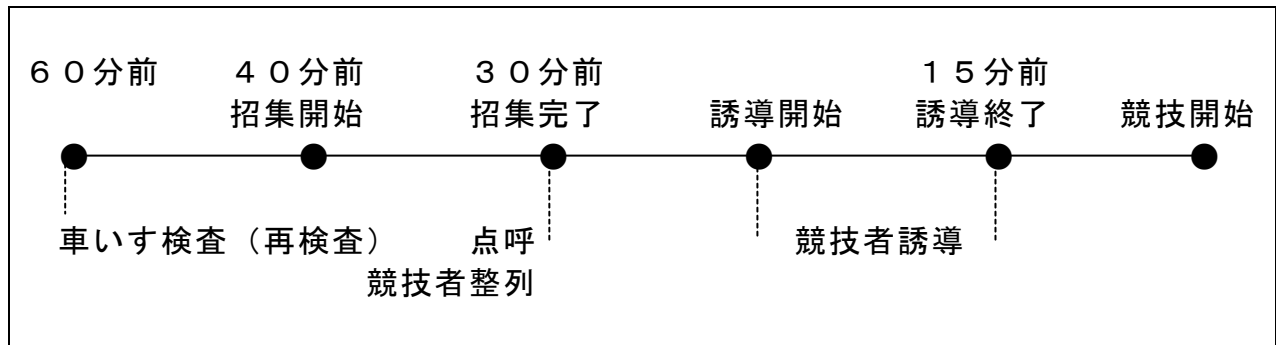
(3) その他

投てき練習場については、各チームの監督、コーチが必ず付き添い事故のないよう、責任を持って行う。

3 招集

(1) 招集場所は、第4ゲート付近とする。

(2) 招集の流れは競技開始時刻を基準として次のとおりとする。



(3) 招集の方法

ア 競技者は、競技開始時刻の40分前から30分前までに点呼を受ける。代理は認めない。

イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。

ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権とみなし、競技に出場することができない。

エ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻60分前までに、オーダー用紙2枚（同じ物）に記入し、TICに提出する（オーダー用紙は事前に配布する）。

4 車いすの検査

(1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。

(2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。

(3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる（時間内に検査に合格しなければ競技に出場することができない）。

5 服装等

(1) 競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。リレーに出場するチームの競技者は、原則、同一のユニフォームを着用しなければならない。

(2) ナンバーカードは、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部及び背部につける。ただし、走高跳の競技者は胸部又は背部のどちらかに付けばよい。また、車いす使用者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。

(3) 腰ナンバー標識は、左右の腰（車いす競技者はヘルメットの両側、車いす50mに出場する競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。

(4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる（競技用靴のスパイクピンの長さは、9mm以下、走高跳、ソフトボール投げ及びジャベリックスローは12mm以下とする等）。ただし、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。
- (2) 介助者の服装は運動靴及び運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 介助者及び伴走者は、競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような声掛け等をしてはならない。声掛け等は、助力とみなされ、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする（介助者が競技の伴走をした場合も助力とみなす）。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、すべて競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所に誘導された後、競技者解散所に誘導され解散する。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所まで誘導され表彰を受けた後、正面玄関にて解散する。

8 競技方法

- (1) トラック競技の走路順又は競技順、フィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 50m, 100m, 200m, 400m競走及び4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。なお、800m競走は第1曲走路のブレイクラインまでセパレートレーンで行う。
- (3) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合も再レースは行わずレースは成立したものとする。
- (4) セパレートレーンで行う視覚障害者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1競技者に2レーンを割り当てる。
- (5) 視覚障害者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）又は選手団で用意したものを使用してもよい。
- (6) リレーの参加区分は、身体障害の部及び知的障害の部において、それぞれ男女別で行う。
- (7) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
- (8) 走高跳において、表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さ又はバーの上げ幅については、当該審判又は審判長が決定する。
- (9) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意したものとする。
- (10) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技をしなければならない。ヘルメットの貸し出しは行わない。
- (11) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。

※ (10) 及び (11) については、努力事項とする。

9 表彰式

表彰式は、各組の競技終了後に順次行う。

10 その他

- (1) 競技場へは、競技者、大会役員、競技役員、競技補助員、情報支援ボランティア、実施本部員及びあらかじめ許可された介助者・伴走者、報道関係者及び視察員等関係者以外は立ち入ることができない。
- (2) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶ。
- (3) 抗議については、記録発表（大型スクリーンでの記録発表）の後、30分以内に競技者自身又は代理人あるいはチームを公式に代表する者が競技本部（総務員）まで申し出ること。その後の抗議は、一切受け付けない。
- (4) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途定める。